

令和7年葛巻町議会5月会議 会議録

令和7年5月26日（月）

午前 10 時 開 議

【 開 会 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

・町民憲章朗唱

【 会議録署名議員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名議員の指名

【 諸般の報告 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第2 諸般の報告

・出張報告

【 報告第2号～報告第3号上程、報告 】・・・・・・・・・・・・ 1

日程第3 報告第2号 葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について

日程第4 報告第3号 葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について

【 承認第1号・議案第20号～第22号 】・・・・・・・・・・・・・・ 4

日程第5 承認第1号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第6 議案第20号 葛巻町新庁舎建設工事（2期：消防分署棟等）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第7 議案第21号 葛巻町新庁舎建設工事（2期：公用車車庫棟）の変更請負契約の
締結に関し議決を求めることについて

日程第8 議案第22号 葛巻町新庁舎建設工事（2期：外構工事）の変更請負契約の締結
に関し議決を求めることについて

令和7年葛巻町議会5月会議 会議録（第1号）						
告 示 年 月 日	令和7年5月23日（金）					
再 開 年 月 日	令和7年5月26日（月）					
会 議 の 場 所	葛巻町役場					
会 議 年 月 日	令和7年5月26日（月） 開会10時00分 散会10時28分					
議員出席状況 （凡 例） ○ 出 席 △ 欠 席 遅 遅 刻 早 早 退	議席番号	議 員 氏 名	出席の有無	議席番号	議 員 氏 名	出席の有無
	1	竹 花 結	○	6	姉 帯 春 治	○
	2	深 澤 進	○	7	高 宮 一 明	○
	3	藤 岡 徹	○	8	辰 柳 敬 一	○
	4	柴 田 勇 雄	△	9	山 崎 邦 廣	○
	5	山 岸 はる美	○	10	鈴 木 満	○
会議録署名議員	5 番	山 岸 はる美	8 番	辰 柳 敬 一		
会 議 の 書 記	議会事務局長	松 尾 さゆり	議会事務局長補佐	星 野 正 人		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名		氏 名		役 職 名		氏 名	
	町 長		鈴 木 重 男					
	副 町 長		觸 澤 義 美					
	教 育 長		石 角 則 行					
	政 策 秘 書 課 長		波 紫 徳 彰					
	総 務 課 長		松 浦 利 明					
	会 計 管 理 者 兼 住 民 会 計 課 長		坂 待 典 子					
	地 域 整 備 課 長 兼水道事業所長		和 野 康 弘					
	教育委員会教育次長 兼こども教育課長		触 沢 誉					
議 事 日 程			別紙のとおり					
会議に付した事件			別紙のとおり議事日程と同じである					
会 議 の 経 過			別紙のとおり					

(開会時刻 10時00分)

議長（鈴木満議員）

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから令和7年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長（松尾さゆり）

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長（鈴木満議員）

ご着席ください。以上で葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから令和7年葛巻町議会5月会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達し

ていますので、会議は成立しました。

欠席届を出されている議員は、4番、柴田勇雄議員であります。

なお、会議日程は、本日1日間とします。

議事日程は、お手元に配布したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、5番、山岸はる美議員及び8番、辰柳敬一議員を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。出張報告をします。3月11日、岩手県東日本大震災津波追悼式出席のため、盛岡市へ出張しました。3月19日から20日まで、糸魚川市市制施行20周年記念式典出席のため、新潟県へ出張しました。

4月10日、岩手地区議会議長会通常総会出席のため、雫石町へ出張しました。4月15日から16日まで、輝くふるさと常任委員会行政視察研修のため、平泉町と金ケ崎町に出張しました。4月26日、矢巾町合併70周年記念式典及び祝賀会出席のため、矢巾町へ出張しました。5月17日から19日まで、南あわじ市市制20周年記念式典出席のため、兵庫県へ出張しました。5月20日、岩手地区議会議長会議長・事務局長会議出席のため、雫石町へ出張しました。

これで出張報告を終わります。

次に、日程第3、報告第2号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域

型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について及び日程第4、報告第3号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰）

お疲れさまでございます。それでは、報告第2号からご説明をさせていただきます。

議案集をご準備いただきたいと思います。議案集1ページをお開き願います。報告第2号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第6号の規定により専決処分いたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告するものでございます。

議案集2ページをお開き願います。専決処分書でございます。令和7年3月31日付での専決処分であります。

議案集3ページをお開き願います。葛巻町条例第10号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運

営に関する基準を定める条例及び葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要でございますが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

被改正条例でございますが、第1条で葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を、第2条で葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部をそれぞれ改正しようとするものでございます。

改正の概要でございますが、それぞれの条例で規定しております連携施設の確保につきまして、確保が著しく困難な場合において、一定の要件を満たしますと連携施設の確保を免除することができる規定を加えますほか、連携施設の確保に係る経過措置期間を5年間延長し、令和11年度末までとするものであります。あわせて、第1条では、家庭的保育事業者が行う食事提供において、栄養の観点から行う指導について、栄養士のほかに管理栄養士を加えようとするものでございます。

附則であります。この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集11ページをお開き願います。報告第3号、葛巻町水道の布設工事監督者の

配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第6号の規定により専決処分いたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告するものでございます。

議案集 12 ページをお開き願います。専決処分書でございます。令和7年3月31日付での専決処分であります。

議案書 13 ページをお開き願います。葛巻町条例第11号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についての概要でございますが、昨年の12月定例会議におきまして、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴う条例の一部改正のご承認をいただいたところでありますが、その後建設業法施行令の一部改正が行われましたことにより、引用する条項にずれが生じましたことから、所要の整理を行おうとするものでございます。

なお、昨年の12月定例会議でご承認いただきました改正条例が施行前でありますことから、改正条例をさらに一部改正する手続を取らせていただくものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で報告案件の説明を終わらせていただき

ます。

議長（鈴木満議員）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。報告第2号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

報告第2号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを終わります。

次に、報告第3号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

報告第3号、葛巻町水道の布設工事監督者の配

置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第5、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてから日程第8、議案第22号、葛巻町新庁舎建設工事（2期：外構工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰）

それでは、承認第1号につきましてご説明をさせていただきます。

議案集と議案資料をご準備いただきたいと思います。議案集15ページをお開き願います。承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、議会の承認をお願いするものでございます。

議案集16ページをお開き願います。専決処分書でございます。令和7年3月31日付での専決処分であります。

議案集17ページをお開き願います。葛巻町条例第12号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございますが、改正の概要につきまして、そ

の要旨を議案資料に整理しておりますので、議案資料で説明を行わせていただきます。

議案資料1ページをお開き願います。改正の趣旨でございますが、地方税法のほか、同法施行令などの一部改正が令和7年3月31日に公布されましたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の背景でございますが、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、個人住民税の所得控除においても、所得税と同様に特定親族特別控除が追加されましたほか、法改正に伴う条項ずれ、軽自動車税では原動機付自転車の車種追加に伴う種別割の追加、町たばこ税では加熱式たばこに係る課税規定の追加、国民健康保険税におきましては課税限度額及び軽減判定所得の所得基準額の引上げなどを行おうとするものでございます。

なお、税目ごとの改正ポイントにつきまして、は、議案資料に整理しておりますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでありますが、個人住民税の改正規定の一部は令和8年1月1日から、町たばこ税の改正規定は令和8年4月1日から、公示送達に係る改正規定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日からそれぞれ施行しようとするものでございます。

あわせて、附則第2条からは、各税目にお

ける経過措置を規定しておりますほか、議案資料その2として条例文の新旧対照表をお配りしておりますので、お目通しいただきたいとお願い申し上げます。

続きまして、議案集 22 ページをお開き願います。議案第 20 号、葛巻町新庁舎建設工事（2 期：消防分署棟等）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、契約金額を 5,071 万円増額し、9 億 981 万円とするもので、主な理由としましては内装の一部変更のほか、採暖など冬期施工対応費、工事延長に伴う共通費などの増によるものでございます。

続きまして、議案集 23 ページをお開き願います。議案第 21 号、葛巻町新庁舎建設工事（2 期：公用車車庫棟）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、契約金額を 979 万円増額し、2 億 7,577 万円とするもので、主な理由としましてはハンドホールの増設、雨水管路工などのほか、採暖など冬期施工対応費、工期延長

に伴う共通費などの増によるものでございます。

続きまして、議案集 24 ページをお開き願います。議案第 22 号、葛巻町新庁舎建設工事（2 期：外構工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、契約金額を 2,464 万円増額し、2 億 944 万円とするもので、主な理由としましては既存アスファルト舗装等の解体撤去及び処分のほか、資材の変更、工期延長に伴う共通費などの増によるものでございます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木満議員）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいまの議題について、葛巻町議会総合条例第 46 条第 3 項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、承認第 1 号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて質疑に入ります。質疑ありません

か。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第20号、葛巻町新庁舎建設工事(2期：消防分署棟等)の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決

は起立によって行います。

議案第20号、葛巻町新庁舎建設工事(2期：消防分署棟等)の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第20号、葛巻町新庁舎建設工事(2期：消防分署棟等)の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、葛巻町新庁舎建設工事(2期：公用車車庫棟)の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第21号、葛巻町新庁舎建設工事(2期：公用車車庫棟)の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第21号、葛巻町新庁舎建設工事(2期：公用車車庫棟)の変更

請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、葛巻町新庁舎建設工事（2 期：外構工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 22 号、葛巻町新庁舎建設工事（2 期：外構工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 22 号、葛巻町新庁舎建設工事（2 期：外構工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了し、会議に付された事件は全部終了しました。

以上で令和 7 年葛巻町議会 5 月会議を終了します。

（散会時刻 10 時 28 分）